

別表 2

後遺障害認定基準

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき ----- 100%
- (2) 1眼が失明したとき ----- 60%
- (3) 1眼の矯正視力が 0.6 以下となったとき ----- 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の 60%以下となった場合をいう）となったとき ----- 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき ----- 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき ----- 30%
- (3) 1耳の聴力が 50cm 以上では通常の話声を解せないとき ----- 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき ----- 20%

4. 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき ----- 100%
- (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき ----- 35%
- (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき ----- 15%
- (4) 歯に 5 本以上の欠損を生じたとき ----- 5%

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき ----- 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径 2 cm の癍痕、長さ 3 cm の線状痕程度をいう）を残すとき ----- 3%

6. 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき ----- 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき ----- 30%

(3) 脊柱^{せき}に奇形を残すとき-----15%

7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害

(1) 1腕または1脚を失ったとき-----60%

(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき-----50%

(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき-----35%

(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき-----5%

8. 手指の障害

(1) 1手の^ぼ拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき-----20%

(2) 1手の^ぼ拇指の機能に著しい障害を残すとき-----15%

(3) ^ぼ拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき-----8%

(4) ^ぼ拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき-----5%

9. 足指の障害

(1) 1足の第1足指^しを趾関節（指節間関節）以上で失ったとき-----10%

(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき-----8%

(3) 第1足指以外の1足指^しを第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき-----5%

(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき-----3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき-----100%

(注1)第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2)関節などの説明図